

国際日本文化研究センター機能強化・中長期構想ワーキンググループに関する申合せ

平成30年 5月18日 所長裁定

令和2(2020)年 2月19日 最終改正

国際日本文化研究センター機能強化・中長期構想検討ワーキンググループ（以下「WG」という。）を所長の下に置き、その運営等について、以下のとおり申し合せる。

(審議事項)

第1 WGは、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 第3期中期目標・中期計画に係る機能強化推進のための改革実施に関する事項
- (2) 第4期中期目標・中期計画に係る中長期構想に関する事項
- (3) その他、所長が審議を指示する事項

(構成)

第2 WGは、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 専任の教授及び准教授のうちから所長が指名する者
- (2) その他、所長が必要と認める者

(任期)

第3 WGの構成員の任期は、委嘱日の属する年度の末日までとし、再任を妨げない。

(WG長)

第4 WGにWG長を置き、所長が指名する構成員をもって充てる。

2 WG長は、構成員を招集し、その議長となる。

3 WG長に事故があるときは、WG長があらかじめ指名する構成員がその職務を代行する。

(議事)

第5 WGは、過半数の構成員の出席をもって、議事を開くこととする。

(意見の聴取)

第6 WG長は、必要に応じて構成員以外の者に出席を求め、意見を聴取することができる。

(庶務)

第7 委員会の庶務は、管理部総務課において各課の協力を得て行う。

(その他)

第8 この申合せに定めるもののほか、WGの運営に必要な事項は、所長が定める。

附 則

この申合せは、平成30年5月18日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この申合せは、令和2（2020）年4月1日から施行する。
- 2 国際日本文化研究センター機能強化推進ワーキンググループに関する申合せ（平成27年10月21日所長裁定）は廃止する。